利害関係者の認定基準

到ウ甘油	目 <i>计</i> 加
認定基準	具体例
1 一定の事実が市内に存在することにより、市の行政に利害関係を有する状態が継続して生じ、または生ずることが確実に予想される者。	 ・市内に不動産を所有している者であって、当該不動産に関連する土地利用、都市計画、道路、環境、災害対策等に係る行政文書の公開を請求するもの。 ・市の施設の定期的な利用者であって、当該施設に係る行政文書の公開を請求するもの。 ・市内の学校に子どもを通学させている父母であって、市の学校行政に係る行政文書の公開を請求するもの。
2 隣接市町村に居住し、市の行政に より生活に影響を受けるなど、市の 行政に利害関係を有し、または有す ることが確実に予想される者。	・市の行政により居住環境に直接影響 を受けている隣接市町村の居住者 であって、当該居住地域に関連する 環境行政に係る行政文書の公開を 請求するもの。
3 市が行う公法行為、私法行為により市の行政に利害関係を有し、または有することが確実に予想される者。	・市が行った行政処分により自己の権利、利益等に直接影響を受けた者であって、当該行政処分に係る行政文書の公開を請求するもの。 ・市との契約により自己の権利、利益等に直接影響を受けた者であって、当該契約に係る行政文書の公開を請求するもの。
4 市内における災害等の発生のため被害を受けたことにより、臨時的に市の行政に利害関係を有する者。	・市内の宿泊施設に宿泊して火災等の 被害を受けた者であって、当該宿泊 施設に対する許可等に係る行政文 書の公開を請求するもの。
5 その他上記に類し、市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を 受け、または直接影響を受けること が確実に予想される者。	